

**「仏暦 2553 年・公務機関、国営企業または民間が
環境影響分析レポートを作成しなければならない環
境、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響
を及ぼすおそれのあるプロジェクトまたは事業の種
類、規模及び行動方法を定める天然資源・環境省布告」**

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 仏暦 2553 年・公務機関、国営企業または民間が環境影響分析レポートを作成しなければならない環境、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼすおそれのあるプロジェクトまたは事業の種類、規模及び行動方法を定める天然資源・環境省布告

(前文省略)

第一項

本布告において、

「川上石油化学工業」及び「川中石油化学工業」の語句は、タイ国石油インスティテュートの定義に基づき限定された内容で使用する。

「第 1 種発癌性物質」とは、国際癌研究エージェンシー (IARC) の発表に基づく第 1 種発癌性物質を意味する。

「第 2 A 種発癌性物質」とは、国際癌研究エージェンシー (IARC) の発表に基づく第 2 A 種発癌性物質を意味する。

第二項

本布告末尾添付書類に基づく詳細を有する、国営企業または民間が環境影響分析レポートを作成しなければならない環境、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼすおそれのあるプロジェクトまたは事業の種類、規模及び行動方法を定める。

第三項

第二項に基づくプロジェクトまたは事業とは、内閣の承認を求めなければならない公務機関、国営企業のプロジェクト、または民間との共同プロジェクト、及び法律に従い公的な許可を得なければならないプロジェクトまたは事業も意味する。

第四項

第二項に基づくプロジェクトまたは事業の環境影響分析レポート作成は、仏暦 2552 年 12 月 29 日付けの環境、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼすおそれのあるプロジェクトまたは事業の環境影響分析レポート作成の原則、方法、行動規則及び指針を定める天然資源・環境省布告で定められたところに従う。ここに、当該環境影響分析レポート作成は、環境影響分析レポート作成の権利を有する者として許可を得た者により作成されなければならない。

第五項

本布告は官報公示日の翌日から施行する [官報公示日は 2010 年 8 月 31 日]

仏暦 2553 年 8 月 31 日 布告

末尾添付書類

1、内閣の承認を求めなければならない公務機関、国営企業のプロジェクトまたは事業、もしくは民間との共同プロジェクトの場合は、内閣に承認を求める前の段階でレポートを提出する。

2、内閣の承認を求めなくてもよい公務機関、国営企業のプロジェクトまたは事業、もしくは民間との共同プロジェクトの場合は、内閣に承認を求める段階、または予算認可を求める段階、もしくは着工前の段階でレポートを提出する。

3、法律に従い公的な許可を得なければならないプロジェクトまたは事業は、以下の末尾表に従いレポートを提出する。

1、既存の岸線外における海または湖の埋立て。ただし沿岸復興のための埋立ては除く。
300 ライ以上。

プロジェクト認可申請またはプロジェクト許可申請段階で提出。

2、以下の鉱物法に基づく鉱物採掘。

2・1、支え木がなく、沈下を防ぐための代替物埋立のないことにより採掘後に地面が沈下する構造設計の地下鉱山。

すべての規模。

採掘権申請段階で提出。

2・2、鉛鉱山、錫鉱山、または生産工程においてシアン化合物または水銀または硝酸鉛を使用するその他の金属の鉱山、または硫砒物 (arsenopyrite) を含有鉱物とするその他の金属の鉱山。

すべての規模。

採掘権申請段階で提出。

2・3、自動車による事業地からの運搬をとまなう炭鉱。

月産 20 万ト、または年間 240 万ト以上の規模。

採掘権申請段階で提出。

2・4、海中鉱山。

すべての規模。

採掘権申請段階で提出。

3、以下の工業団地法に基づく工業団地、または工業団地と同様のプロジェクト。

3・1、4に基づく石油化学工業、または5・1もしくは5・2に基づく金属製錬工業の一工場以上を受け入れるために設立された工業団地または工業団地と同様のプロジェクト。

すべての規模。

プロジェクト認可申請または許可申請段階で提出。

3・2、4に基づく石油化学工業、または5・1もしくは5・2に基づく金属製錬工業を受け入れるための拡張がある工業団地または工業団地と同様のプロジェクト。

すべての規模。

プロジェクト認可申請または許可申請段階で提出。

4、以下の石油化学工業。

4・1、川上石油化学工業。

全ての規模、または既存の設備能力の35%以上の拡張。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

4・2、以下の川中石油化学工業。

4・2・1、第1種発癌性物質である化学品を生産する、または原材料として使用する川中石油化学工業。

生産能力が100ト/日以上、または生産拡張により合計生産能力が100ト/日以上。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

4・2・2、第2A種発癌性物質である化学品を生産する、または原材料として使用する川中石油化学工業。

生産能力が700ト/日以上、または生産拡張により合計生産能力が700ト/日以上。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

5、鉍物製錬または金属溶解。

5・1、鉄鉍石溶解工業。

生産工程に投入される鉍石量（インプット）が5000ト/日以上または、拡張により生産工程に投入される鉍石量（インプット）が合計で5000ト/日以上。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

5・2、コークス生産または焼結工程を有する製鉄工業。

すべての規模。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

5・3、銅、金または錫の製錬工業。

生産工程に投入される鉍石量（インプット）が1000ト/日以上、または拡張により生産工程に投入される鉍石量（インプット）が合計で1000ト/日以上。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

5・4、鉛製錬工業。

すべての規模。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階で提出。

5・5、金属溶解工業（鉄及びアルミニウムを除く）。

生産能力（アウトプット）が50トン/日以上、または、拡張により生産能力（アウトプット）が合計で50トン/日以上。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

5・6、鉛溶解工業。

生産能力（アウトプット）が10トン/日以上、または拡張により生産能力（アウトプット）が合計で10トン/日以上。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

6、放射線物質の製造、除去、調整。

すべての規模。

営業許可申請段階で提出。

7、工場法に基づく危険廃棄物の焼却もしくは埋立てを有する、工場法に基づく廃棄物処理工場、またはゴミもしくは廃棄物に係る事業を営む工場。ただしセメント焼成炉での燃料としての使用は除く。

すべての規模。

建設許可申請段階、または営業許可申請段階で提出。

8、空運システム・プロジェクト。

3000メートル以上の滑走路の建設、拡張または増設。

プロジェクト認可申請または許可申請段階で提出。

9、港湾。

(1) 埠頭の全長が300メートル以上、または面積が1万平方メートル以上の港。ただし客船の船着場、生活物資運搬用の船着場、娯楽用及びスポーツ用船舶のハーバーは除く。

(2) 10万平方メートル以上の水路浚渫のある港。ただし客船の船着場、生活物資運搬用の船着場、娯楽用及びスポーツ用船舶のハーバーは除く。

(3) 月2万5000トンまたは年25万トン以上の第1種発癌性物質である危険物質または危険廃棄物の積み下ろしのある港。

プロジェクト認可申請または許可申請段階で提出。

10、貯水ダム・池。

(1) 1億立米以上の貯水量、または

(2) 15平方キロメートル以上の貯水面積。

プロジェクト認可申請または許可申請段階で提出。

11、以下の火力発電所

11・1、石炭を燃料とする発電所。

出力100メガワット以上。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

11・2、バイオマスを燃料とする発電所。

出力150メガワット以上。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

11・3、コンバインド・サイクルまたはコージェネレーション形式の複合火力式の天然ガスを燃料とする発電所。

出力3000メガワット以上。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

11・4、原子力発電所。

すべての規模。

建設許可申請段階、もしくは営業許可申請段階、または拡張申請段階で提出。

(おわり)